

1970年代後半における厚生年金の制度展開について

阿部 公一

The Historical Development of the Employees' Pension Insurance in the late 1970s

Koichi ABE

Abstract

This paper describes the historical development of the Employees' Pension Insurance (EPI) reform from 1977 to 1979. In the preceding paper, I wrote about the indexation system up to the 1976 reform. This paper continues to focus on the indexation system after the 1976 reform.

In response to an increase of more than 5% in the Consumer Price Index (CPI), the indexation system took effect in the 1977 and 1978 reform. In fiscal 1978, although the CPI increased only 3.4% compared to the previous fiscal year, the indexation system also took effect in the 1979 reform.

1. はじめに

拙稿（「物価スライド制導入後における厚生年金の制度展開について」）では、物価スライド制の導入後を対象に、2回の物価スライド改定と続く財政再計算期による1976（昭和51）年改正までを論じてきた。ひきつづき、本稿では、物価スライド制導入後における厚生年金の制度展開に関して、その後の1977（昭和52）年から1979（昭和54）年までの改正に焦点を当てて、第3回目から第5回目までの物価スライド改定について考察していくことを目的にしている。このような目的から、本稿では、その都度における改正の全内容について、その詳細を明らかにすることを考えてはいない。

以下に、本稿における章構成を紹介していこう。まず、2章の1節では、上

述の拙稿を振り返り、物価スライド制の導入後から、1976（昭和51）年改正までの経緯について、再び触れることにしよう。そのうえで、本章の2節においては、中継ぎ的な性格を有する1977（昭和52）年から1979（昭和54）年までの改正の背景を整理し、中継ぎ的な改正の役割についても論じている。

次の3章では、1977（昭和52）年改正による第3回目の物価スライド改定について展開していく。とりわけ、本章の1節では、物価スライドの実施時期に関して、繰り上げを要望するに至った経済的背景について、詳細に分析を加えている。また、3節においては、第3回目の物価スライド改定の内容について論じている。続く4章では、スライド的な1978（昭和53）年改正について展開していく。本章の2節においては、第4回目の物価スライド改定の内容について論じると共に、在職老齢年金に対するスライド的な改定についても触れている。

さらに、5章では、1979（昭和54）年における第5回目の物価スライド改定について展開している。第5回目の改定では、単年度の消費者物価指数が5%を超えないものの、便宜上の特例的な措置として、物価スライド改定が実施された経緯を有する。この点に関しては、本章の1節および3節にて展開していく。また、本章の3節では、追随する在職老齢年金の改定についても触れている。

このように毎年を通じて物価スライド改定が繰り返されてきたが、6章では、これまでの物価スライド改定の推移について、とりわけ、1977（昭和52）年から1979（昭和54）年までを中心に、分析を行っている。また、本章の表2には、第1回目から第5回目までの物価スライド改定によるそれぞれの標準年金額も明記している。

以上の章構成を通じて、本稿では、1970年代後半の第3回目から第5回目までの物価スライド改定について考察していく。

2. 1976年改正までの経緯とその後の中継ぎ改正の背景

2.1 物価スライド制の導入後から1976年改正まで

1973（昭和48）年の秋に勃発した第1次石油危機以前から、日本経済には、インフレーションの予兆がみられていた。前年には、田中内閣の「列島改造論」

に煽られて、土地投機が過剰になり、すでに、地価や物価が上昇し始めていた。これに加えて、第1次石油危機の勃発により、買い急ぎや売り惜しみ現象も増幅し、物価は狂乱的な状態に陥った。石油危機勃発後の数ヶ月間に、トイレット・ペーパーなどの石油関連商品は、狂乱的に価格が急騰していった。前年同月比の消費者物価指数を振り返ると、1974（昭和49）年の2月には、その数値がピークに到達している。

石油危機勃発の直前には、厚生年金における1973（昭和48）年改正法が成立し、物価上昇による年金額の目減りを調整するために、物価スライド制が導入されたところであった¹⁾。また、改正法が成立した後の11月には、当時の経済状況に憂慮して、社会保障制度審議会が、「当面する社会保障の危機回避のための建議 インフレーション下の社会保障」と題する建議を発している。

結局、同上年度における対前年度比の消費者物価指数は16.1%に達し、まさに、日本経済は記録的な狂乱物価に見舞われていた。このような状況下において、1974（昭和49）年には、第1回目の物価スライド改定が実施された。厚生年金（船員保険も含む）に関しては、特例措置により、11月分からのスライド実施時期を8月分からに繰り上げている。また、政令（「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令」）を通じて、スライド改定率は16.1%とされた。

ひきつづき、1975（昭和50）年には、第2回目の物価スライド改定が行われた。1974（昭和49）年度における対前年度比の消費者物価指数が21.8%を記録したことから、物価スライドを発動する必要性に迫られていた。やはり、物価スライドの実施時期に関しては、特例措置により、前回の物価スライドと同様に、8月分から繰り上げることになった。また、政令（「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」）により、スライド改定率は21.8%に定められた。

第1次石油危機に起因する狂乱的な物価上昇から、年金受給者の生活を守るために、物価スライド制の導入後、2度の物価スライド調整が行われた。一方、狂乱的な物価上昇は、実質的な賃金を大幅に目減りさせたことから、1974（昭和49）年の春闘では、賃金の大幅な引き上げ要求がなされ、賃上げ率は32.9%に達した²⁾。同年のスライド改定率は16.1%であったことから、物価上昇率を

大幅に上回る賃金引き上げが行われたことになる。

大幅な賃金引き上げは、被保険者全体の平均標準報酬月額を押し上げることになる。そもそも、モデル的な標準年金である老齢年金の給付水準は、現役一般男性の直近平均標準報酬月額を基準にして、その60%の水準に維持することを規定している。このような規定から、年金の給付水準を維持するために、給付額を引き上げる必要性に迫られていた。そこで、予定していた財政再計算期を2年繰り上げることにより、1976（昭和51）年改正を通じて、給付水準を維持するために、給付額の引き上げが行われたところであった。同年の財政再計算による改正を通じて、モデル的な標準年金が、配偶者を有する場合には月額9万円に達した。

2.2 中継ぎ改正の背景と役割

やがて、昭和50年代に突入すると、高齢化率の進行から、いよいよ高齢化社会を意識しなければならない時期にあった。日本の高齢化率は、すでに、1970（昭和45）年には7.1%に到達し、国連による aged state に位置づけられていた³⁾。また、年金受給権者数も急速に増加していった。

表1は、1970年代における老齢年金の受給権者数の推移を描いている。労働者年金の創設後、1954（昭和29）年の2月には、初めて養老年金の受給者が発生したが、老齢年金に名称を改めて以来、受給権者数は増加の一途を辿り、1970（昭和45）年度末には50万件を超え、1975（昭和50）年度末には100万件を越えるに至っている。わずか5年の間に、老齢年金受給権者数は、ほぼ倍増したことになる。その後の昭和50年代においても、本表から読み取れるように、老齢年金の受給権者数は増加の一途にあった。

表1 老齢年金受給権者数の推移

年度末	1970	1971	1972	1973	1974
人 数	520,323	601,246	691,075	775,750	889,858
年度末	1975	1976	1977	1978	1979
人 数	1,032,471	1,236,023	1,438,657	1,642,881	1,837,289

（出所）厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年、538頁、第3表②から作成。

このように、昭和50年代を迎えると、高齢化率の進行や年金受給権者数の急速な増加から、年金制度に対する関心や期待は、一層と高まっていったようである。このような厚生年金を取り巻く背景からも、厚生年金に関しては、高齢化社会におけるその制度の在り方や、公的年金制度全体との関連や整合性について、検討しなければならない時期にあった。

そこで、高齢化社会における年金制度の在り方を検討するために、厚生大臣の私的諮問機関として、1976（昭和51）年4月に「年金制度基本構想懇談会」を設置した。同上の懇談会は、3年間にわたり検討を続け、1979（昭和54）年4月18日に、「わが国年金制度の改革の方向 長期的な均衡と安定を求めて」という報告書を取りまとめている⁴⁾。報告書を受けた厚生大臣は、次回の財政再計算期を1年繰り上げることにより、1980（昭和55）年度に行う意向を示した。

このような流れから、1977（昭和52）年から1979（昭和54）年の改正は、次回の財政再計算期の改正までの中継ぎ的な改正となった。中継ぎ的な改正の役割としては、当面の緊急的課題に答えることであろう。この期間における社会経済情勢の変動に対応して、物価スライドの実施時期を繰り上げることの検討が、改正の主要項目とされた。同上期間の改正を通じて、第3回目から第5回目の物価スライド改定が行われている。

3. 1977年改正による物価スライド改定

3.1 物価スライド実施時期繰り上げ要望の経済的背景⁵⁾

1977（昭和52）年の改正過程においては、社会経済情勢の変動に応じて、物価スライドの実施時期を繰り上げる必要性が議論されていたが、いかなる経済状況下に置かれていたのであろうか。本節では、繰り上げ要望に至った経済的背景について、以下に分析していく。

第1次石油危機に起因する狂乱的な物価上昇を抑制するために、財政金融政策を通じて、田中内閣は総需要抑制を目論んでいたようだ。まず、財政面においては、1974（昭和49）年度の予算を大幅に圧縮している。これに加えて、度重なる公定歩合の引き上げ、預金準備率の引き上げ、窓口規制の強化を通じて、金融引締政策も実施した。総需要抑制を目的とするこのような財政金融政

策を実施したことにより、経済状況は戦後最大の不況へと大きく変わりつつあった。

その結果、1974（昭和49）年度の日本経済は、実質経済成長率 -0.2% を記録することにより、戦後初めてのマイナス成長に終わった。もっとも、同上年には、消費者物価指数が 21.8% に達していたことから、不況下におけるインフレというスタグフレーションの状況下に置かれていた。

反面、翌年度になると、不況を克服するために、財政金融政策は総需要拡大に転じられていった。だが、インフレ再燃の懸念から、金融緩和政策の実施に関しては、財政政策の実施から遅れをとることになった。とりわけ、財政政策に関しては、赤字国債を含む大量の国債発行に依存したことから、国債依存度も 26.3% に達した。もっとも、建設国債による波及効果は、高度経済成長期よりも弱かったことから、中小・零細企業まで、十分な恩恵は及ばなかったようである。だが、これらの財政金融政策を通じて、1975（昭和50）年度の実質経済成長率は、マイナス成長から脱却して、なんとか 3.6% まで回復するにおよんだ。

一方、企業の経営者側は、強く賃上げ抑制に乗り出してきた。狂乱的な物価上昇により、1974（昭和49）年の春闘では、賃上げ率が 32.9% に達したが、これを契機に、経営者側は賃上げ抑制に攻勢をかけてきた。当時、企業においては、不況から抜け出すために、雇用調整を進めており、雇用を維持する前提には、生産性上昇率の範囲内に賃金上昇率を抑制する「生産性基準原理」の必要性を展開してきた。続く翌年の春闘では、総需要抑制政策による企業収益の悪化に加えて⁶⁾、経営者側の「生産性基準原理」の主張が反映されたことにより、なだらかな賃上げ交渉に終わっている。その結果、前年の驚愕的な 32.9% を大幅に下回り、賃上げ率は 13.1% に止まった。

また、1975（昭和50）年11月下旬からのスト権ストの全面敗北以来、その後の春闘における賃上げ交渉は、経済成長に見合った実質賃金引き上げ交渉に転換していった。実質経済成長率 10% 台が続く高度経済成長期の賃金は、もはや、期待することができなくなった。「生産性基準原理」にもとづく賃上げ交渉などの理由から、個人所得の伸びはそれほど期待できなかったものの、いまだに物価上昇率は高い水準にあった。実際に、1976（昭和51）年度における対前年

度比の消費者物価指数上昇率は、二桁台を割ったものの9.4%を記録していた。

このような経済的背景から、1977（昭和52）年の第80回通常国会における予算案審議の過程では、経済刺激策のひとつとして、個人所得税の減税（戻し税）が検討されるが、与野党の合意により、3千億円減税の実施が決定された。また、これに並行して、減税の恩恵が得られない低所得者に対する対策として、年金のスライド実施時期の繰り上げが議論される運びとなった⁷⁾。

3.2 可決成立までの経緯⁸⁾

1977（昭和52）年改正は、中継ぎ的な改正であり、前節において触れた理由から、改正法案では、厚生年金に関して、11月分からの物価スライドの実施時期を8月分からに繰り上げることを原案にしている。次に、この原案は社会保険審議会と社会保障制度審議会の両審議会に諮問された。

社会保険審議会厚生年金保険部会では、厚生年金保険法及び船員保険法（年金部門）の一部改正について、以下のように答申している⁹⁾。今回の改正法案による物価スライドの実施時期の繰り上げに関しては、現行法上からやむを得ないと考えられることから、当面の措置としてこれを了承するとしている。このように了承しているものの、物価スライドの実施時期に関しては、8月分以前に努力するように、さらに要望している。また、スライドの在り方についても、検討することを加えている。

一方、国民年金法等の一部改正について（厚生年金の改正法案を含んでいる）、社会保障制度審議会では、厚生年金における物価スライドの実施時期に関して、以下のように答申している¹⁰⁾。物価スライドの実施時期を繰り上げることは評価できるものの、タイム・ラグの問題点を指摘している。また、各種年金制度において、物価スライドの実施時期が異なる点に関して、年金受給者の立場から、公平性の問題を指摘している。

改正法案では、厚生年金と船員保険とに関して、従来の11月分から対象とする物価スライド実施時期の規定を8月分からに繰り上げるとしている。また、国民年金に関しても、翌年の1月分からの規定が、前年の9月分からに繰り上げられている。つまり、厚生年金と船員保険に関しては、3ヶ月繰り上げられているが、国民年金では4ヶ月の繰り上げとなる。このように各種年金制度に

より、物価スライドの繰り上げ実施時期が異なる点に関して¹¹⁾、当時の厚生大臣は、「郵便局の窓口が一つで、同時に支払えないということが大きな原因である」と答弁している。また、「受給権者数が毎年増えているので、事務上からみて非常に困難である」ことも指摘している。

両審議会の答申を経て、「国民年金法等の一部を改正する法律案」は閣議決定に至った。そのうえで、同上の改正法案は、2月23日に第80回通常国会に提出された。同上国会における衆議院予算委員会では、1977（昭和52）年度の予算案審議の過程を通じて、個人所得税の減税が与野党の合意を得られた。

これに対して、減税の恩恵が得られない年金受給の低所得者に配慮することにより、物価スライドの実施時期は、改正法案よりもさらに2ヶ月繰り上げることで合意された。つまり、厚生年金と船員保険とに関しては6月分から、国民年金では7月分から繰り上げることになる。この結果、従来の規定から、前者は5ヶ月、後者は6ヶ月、実施時期が早められることになった。

このような経緯から、「国民年金法等の一部を改正する法律案」の修正を行い、3月15日に改めて同上国会に提出し直した。総理府統計局が公表する1976（昭和51）年度平均の消費者物価指数は、4月末ようやく判明することから、改定作業に関する事務処理上の困難も予想されたが、国民の強い要望や与野党の合意にもとづくものであることから、修正に踏み切ったというエピソードもみられた¹²⁾。

修正された改正法案は、まず、衆議院社会労働委員会において、審議の末に可決されたが、その際に附帯決議¹³⁾も附されている。同上の社会労働委員会における審議では、当面の改正よりも、将来における抜本的な改正が焦点となり、年金制度の将来像や各種年金制度の格差などの問題について検討された¹⁴⁾。このような検討から、附帯決議においても、将来の人口高齢化を見据え、公的年金制度体系において、現行の各制度間の格差是正、制度の一元化などの基本的な在り方について、検討を急ぎ抜本的な改正を図ることを要望している。

この点に関しては、すでに触れたが、「年金制度基本構想懇談会」を通じて、継続的に検討されている最中であつた（その中間意見は12月9日にまとめられている¹⁵⁾）。また、附帯決議では、今回の改正の柱となる物価スライドの実施時期に関して、さらに検討することを加えている。衆議院社会労働委員会にて

可決された改正法案は、4月22日に本会議において可決され、ただちに参議院に送付された。

ひきつづき、参議院社会労働委員会に付託された改正法案は、審議の末に、同上委員会において可決された。やはり、その際に附帯決議が行われているが、衆議院社会労働委員会の附帯決議と、その内容は同質であり、将来における抜本的な改正を要望している。なお、社会労働委員会にて可決された改正法案は、参議院の本会議において可決された。これにより、1977（昭和52）年5月20日に、「国民年金法等の一部を改正する法律」が成立するに至った。なお、同上の改正法は、5月27日に公布されている。

3.3 第3回目の物価スライド改定

先の1973（昭和48）年改正による附則第22条では、厚生年金の物価スライドに関して、その実施時期を11月分からと規定していたものの、今回の改正を通じた特例措置により、結果的に、5ヶ月その時期を早めることで、1977（昭和52）年の6月分から、実施時期を繰り上げることとした。もちろん、船員保険に関して、同様の措置が採られている。また、国民年金に関しては、6ヶ月その時期を早めることにより、同年の7月分から繰り上げることになった。

なお、物価スライドの改定率に関しては、同年5月27日の政令（「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」）により、定められている。1976（昭和51）年度における対前年度比の消費者物価指数が9.4%の伸びであったことから、政令を通じて、改定率は9.4%とされた¹⁶⁾。

第3回目の物価スライド改定に関しては、1975（昭和50）年度を基準年度に置いていることから、基準年度までに1ヶ月でも被保険者期間を有する場合、つまり、1976（昭和51）年の3月までに、被保険者期間を1ヶ月以上有すれば、報酬比例部分に関して、物価スライド改定が行われる。また、加給年金額に関しては、財政再計算期の改正を通じて、引き上げることを前提としていることから、物価スライドの対象とはならない。

したがって、基準年度までに被保険者期間を有する場合、物価スライド改定後の年金額は、単純に理論上の計算を用いると、従来の基本年金額を9.4%引

き上げた額となる。これに加給年金額を加えることにより、モデル的な標準年金は月額98,325円となる¹⁷⁾。物価スライドの実施時期を2ヶ月さらに繰り上げることにより、厚生年金に関しては、276億円の追加的な財源が必要となり、そのうち国庫負担分は45億5千万円に達すると試算されていた¹⁸⁾。

4. 1978年改正による物価スライド改定

4.1 可決成立までの経緯¹⁹⁾

社会保険審議会厚生年金保険部会では、1977（昭和52）年の改正法が成立する直前の4月以降から、さしあたり必要とされる厚生年金の改善事項に関して、部会審議を重ねることにより、翌年度予算案の編成時期である12月を目前に、「厚生年金保険の緊急改善に関する意見」を取りまとめた。整理された緊急意見は、11月29日に、厚生大臣へ提出されている。緊急意見では、昨今の経済状況が年金受給者に及ぼす厳しい影響から、厚生年金に関する緊急的な改善事項として、物価スライド実施時期の繰り上げや、在職老齢年金の改定など9項目について進言している²⁰⁾。とりわけ、物価スライドの実施時期に関しては、「これをできるだけ繰り上げるべきであるが、少なくとも、6月より遅らせるべきではない」と指摘している。

スライドの実施時期繰り上げを柱とする緊急意見を受けて、厚生省は改正に向けて、「厚生年金保険法及び船員保険法（年金部門）改正案要綱」をまとめた。社会保険審議会に対しては、同上の改正案要綱を諮問した。これに対する社会保険審議会厚生年金保険部会の答申²¹⁾では、「提出した意見の趣旨に概ね沿うものであり、当面の改正としては基本的に評価する」と述べている。しかしながら、加給年金額の引き上げが見送られたことに対しては、遺憾を示している。ただし、加給年金額の引き上げに関しては、これまで財政再計算期に行われてきた経緯を有する。一方、社会保障制度審議会への諮問に対する答申（国民年金法等の一部改正について²²⁾では、厚生年金に関する改正法案に対して、物価・賃金の上昇に伴うスライド的な改正と位置づけている。

両審議会の答申を得て、1978（昭和53）年2月10日に、「国民年金法等の一部を改正する法律案」（厚生年金に関する改正法案も含む）は閣議決定に至った。

そのうえに、同上の改正法案は、2月21日に第84回通常国会へ提出されている。国会に提出された改正法案は、まず、衆議院社会労働委員会に付託され、審議を重ねたうえで可決された。その際に、将来における抜本的な改正を意識して、附帯決議が併せて行われている²³⁾。その後、改正法案は、衆議院本会議において可決されるに至った。

ひきつづき、参議院に送付された改正法案は、社会労働委員会の審議を経て可決された。やはり、その際に、今後の抜本的な改正に焦点を当てて、附帯決議を行っている²⁴⁾。改正法案は、その翌日の5月10日の本会議において可決され、「国民年金法等の一部を改正する法律」として成立している。1978(昭和53)年の改正法は、5月16日に公布される運びに至った。

4.2 スライド的な改正の内容

本節においては、今回のスライド的な改正の内容について扱うが、物価スライド改定と在職老齢年金の改定とについて論じていく。物価スライド改定に追随して、在職老齢年金の支給条件となる標準報酬月額の上限額が引き上げられてきたことから、スライド的な改正として、在職老齢年金の改定も取り上げていく。

(1) 第4回目の物価スライド改定

今回の改正法では、物価スライドの実施時期に関して、1978(昭和53)年度における特例措置により、前回の改正法と同様に、繰り上げることが定められた。厚生年金に関しては、従来の規定を5ヶ月早めることにより、6月分から繰り上げることとした。ちなみに、船員保険に関しても、同様の措置が採られている。また、国民年金に関しては、従来の規定を6ヶ月早めることにより、7月分から繰り上げることになっている。

もっとも、物価スライドの改定率に関しては、同年5月30日の政令(「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」)により、6.7%引き上げることが定めている²⁵⁾。総理府統計局による1977(昭和52)年度平均の消費者物価指数は、対前年度比で6.7%の伸びであったことから、改定率は政令により6.7%とされた。

厚生年金における第4回目の物価スライド改定では、1976（昭和51）年度を基準年度としている。したがって、1977（昭和52）年3月までに被保険者期間を有する28年加入のモデル的な標準年金では、1978（昭和53）年6月分より、加給年金額を含んで月額104,483円に改定される²⁶）。また、年額では端数調整がなされ125万3,800円に達する。

物価スライドにおける実施時期の5ヶ月の繰り上げは、厚生年金の財政に対して、比較的大きな影響を与えるようである。特例措置による実施時期の繰り上げは、当該年度の単年度のみを対象にしているものの、物価スライド制の導入後、ひきつづき繰り返されている。今回の5ヶ月の繰り上げを通じて、単年度における財源的負担は、およそ580億円と試算されている²⁷）。

（2）在職老齢年金に対するスライド的な改定

老齢年金に対する物価スライド改定に追随して、低所得者に対する在職老齢年金でも、これまでの間、支給対象の標準報酬月額を限度額を引き上げてきた経緯を有する²⁸）。物価スライド制の導入後、1975（昭和50）年の改正までに、2回の物価スライド改定を実施しているが、これに勘案して同年の改正では、60歳から65歳未満の低所得者に対する在職老齢年金に関しても、支給対象の標準報酬月額を限度額を72,000円に引き上げている。同年の改正過程において、社会保障制度審議会は、改正法案に対する答申のなかで、物価スライドの実施時期に合わせて、上限である限度額を引き上げるべきであると意見を述べていた。

ひきつづき、翌年の改正では、60歳から65歳未満の低所得者に対する在職老齢年金の支給条件に関して、上限である標準報酬月額を110,000円に引き上げている。また、標準報酬月額による3段階の区分は、それぞれ30,000円～68,000円、72,000円～92,000円、98,000円～110,000円に改められた。ところで、各段階における在職老齢年金の支給割合は、1975（昭和50）年の改正から、それぞれ80%、50%、20%とされている。一方、65歳以上の在職老齢年金に関しては、これまで一律2割支給停止にあったものの、標準報酬月額が110,000円以下の場合には、その支給割合を100%に改めている。したがって、標準報酬月額が110,000円を超える場合には、これまで通りに2割支給停止の扱いとなる。

このように、老齢年金の物価スライド改定に追隨して、在職老齢年金の支給条件となる標準報酬月額の上限も引き上げられてきた。今回の改正過程において、社会保険審議会厚生年金保険部会による緊急意見では、60歳から65歳未満の在職者に対する老齢年金に対して、少なくとも、1976（昭和51）年度および1977（昭和52）年度における物価・賃金の上昇を勘案して、支給条件となる上限を引き上げることが望んでいた。

これに対して、今回の改正では、60歳から65歳未満の在職者に対する老齢年金に関して、支給対象の標準報酬月額の限度額を134,000円に引き上げている。同上の限度額は、1976（昭和51）年改正により改められた36等級²⁹⁾のうち、第23等級（130,000円以上138,000円未満）の標準報酬月額に相当する。たぶん、従来の標準報酬月額の限度額110,000円に、同年改正後の2回（第3回目と第4回目）の物価スライド改定率に相当する引き上げ幅を加えた結果であろう。

また、標準報酬月額による3段階の区分は、それぞれ30,000円～80,000円、86,000円～110,000円、118,000円～134,000円に改めた。もっとも、各段階における在職老齢年金の支給割合は、従来通りに、それぞれ80%、50%、20%とされている。これに付随して、65歳以上の在職者に対する在職老齢年金の全額支給については、標準報酬月額が134,000円以下の場合に改められた。なお、同上の額を超える場合においては、支給割合が80%となる。

さらに、今回の改正では、老齢年金の受給資格期間を満たす70歳以上の在職者に対して、彼らの老齢年金を算出する際に、70歳までの被保険者期間を前提として、基本年金額を算出することも付け加えている。これに関しては、厚生年金保険部会による緊急意見の要望に答えたものである。また、社会保障制度審議会による答申においても、70歳以上の在職者に対する今回の扱いに対して、被保険者の要望に沿うものであると評価しているようだ³⁰⁾。

5. 1979年改正による物価スライド改定

5.1 緊急意見—物価上昇に見合う特例措置の要望³¹⁾

本来ならば、前回の財政再計算の時期は、1978（昭和53）年度に予定されていたものの、著しい物価変動から、老齢年金の給付水準を維持するために、年

金額を引き上げる必要性に迫られて、その時期を2年繰り上げて1976(昭和51)年に実施した経緯を有する。ゆえに、回目の財政再計算期は、その5年後の1981(昭和56)年度に予定されていた。しかし、年金制度基本構想懇談会が、中間意見を1977(昭和52)年12月9日に提出して以来、年金制度の抜本改正に対する関心は、一層と高まっていった。

以上のような事態において、回目の財政再計算期を早める声も聞かれたが、第1次石油危機後から前回の財政再計算期までの物価上昇率と比べても、著しく高い状態とはいええないことなどから、2年繰り上げて実施することは困難であろうとされていた。後述する緊急意見が提出された翌年の1979(昭和54)年4月18日には、年金制度基本構想懇談会が報告書を取りまとめ、これを受けた厚生大臣は、1980(昭和55)年度に、回目の財政再計算を実施する考えを明らかにしている。

一方、厚生年金保険部会では、1978(昭和53)年の2月以降、当面の問題を検討することにより、翌年の改正へ向けて準備を進めていた。厚生年金保険部会による改正準備が進められるなかで、やはり、物価スライドの問題が取り上げられるが、1978(昭和53)年度の消費者物価指数が5%を下回るだろうという見通しから、上昇率が5%を割った際の対応を検討することに、とりわけ、関心が寄せられていた。結局、厚生年金保険部会の審議では、5%を下回った際にも、特例的な措置として、物価スライド改定を実施すべきであるという意見に到達した。

以上のような審議結果を踏まえて、厚生年金保険部会では、「厚生年金保険の緊急改善に関する意見」を整理し、1978(昭和53)年11月30日に厚生大臣へ提出している。緊急意見では、当面の改善要望として、スライド改定を中心に、在職高齢年金の改定など5項目をあげている³²⁾。緊急意見の柱となるスライド改定に関しては、物価上昇率が現行の規定に達しない場合でも、特例的な措置として、物価上昇に見合う金額の改定を実施すべきであると要望している。また、実施時期に関しても、直近の物価スライド改定による6月分から遅らせるべきではないと述べている。

5.2 可決成立までの経緯³³⁾

厚生年金保険部会による緊急意見をを受けた厚生省は、改正に向けて、「厚生年金保険法及び船員保険法（年金部門）改正案要綱」をまとめた。社会保険審議会厚生年金保険部会では、諮問を受けた改正法案に対する答申として、加給年金額の改定などが見送られたことに遺憾を示しているものの、当面の改正としては基本的に評価していたようだ。また、社会保障制度審議会に対しては、国民年金法等の一部改正について諮問しているが、その答申では、物価スライドの特例措置について、懐疑の念を示している。

社会保障制度審議会により、物価スライドの特例措置に関して、懐疑の念を示されたものの、両審議会の答申を踏まえた政府は、とにかく、「国民年金法等の一部を改正する法律案」を閣議決定するに至った。その同日の1979（昭和54）年2月13日に、同上の改正法案は、第87回通常国会に提出されている。

まず、衆議院社会労働委員会に付託された改正法案は、数回にわたる審議を経て、改正法案の一部修正に踏み切った。その際において、厚生年金関係の修正はみられなかったものの、国民年金に関しては、さらに福祉年金額を引き上げるなど、一部修正が加えられている³⁴⁾。そのうえで可決され、併せて附帯決議が行われた。附帯決議では、今回の物価スライドの特例措置を評価しているものの、今後、現行の物価スライド基準について、改定を検討することを取り上げている³⁵⁾。

このような過程を経て、衆議院の本会議において可決した改正法案は、次に参議院の社会労働委員会に付託された。そこで、改正法案は審議を経て可決されるが、やはり、附帯決議が行われている。同上における附帯決議でも、物価スライド制の在り方について、さらに検討することに触れてはいるものの、衆議院社会労働委員会の文言よりも、いくぶん控えめに思われる³⁶⁾。結局、参議院本会議において、5月23日に改正法案は可決され、「国民年金法等の一部を改正する法律」は成立した。また、同上の改正法は5月29日に交付される運びとなった。

5.3 改正内容—物価スライド改定を中心に

(1) 第5回目の物価スライド改定

1973（昭和48）年改正法の附則における第22条第1項では、物価スライド改定の基準を5%に定めている。この物価5%基準方式に対して、当時、物価リンク・スライド制方式の妥当性も平田論文により論じられている³⁷⁾。同上論文では、物価5%基準によりスライド改定を行うことは妥当なものではなく、物価が2%でも3%でも年間に上昇したのならば、それに応じて年金額をスライドすることが正しい方法であると論じている。また、この物価リンク・スライド制方式により、年金の実質価値が維持されると述べている。

もっとも、上述の第22条第1項による物価5%基準方式においても、1年または継続する2年以上の期間と謳っていることから、単年度の消費者物価指数が、たとえ5%を超えない場合においても、次年度の上昇分と合わせて5%を超えれば、その翌年度には物価スライド改定が行われる。この場合、物価スライドの実施時期が、さらに1年繰り下げられることから、物価リンク・スライド制方式と比較した場合、タイム・ラグの問題が増幅することであろう。

今回の便宜的な特例措置により、物価5%基準方式そのものが改めて問われることになった。物価スライド制の基準として、5%と3%のどちらがよいのか、あるいは、物価リンク・スライド制方式がよいのかという問題が浮上してくる。この問題に関しては、今回の改正が中継ぎ的な性質であることから、衆議院社会労働委員会の附帯決議にみられるように、今後の検討課題として先送りされている。

この問題に関して、当時の厚生年金保険部会の小山部会長は、追加的財源の見通しについて、仮に4.9%の物価スライド改定を想定した場合、厚生年金と国民年金を合わせて400億円程度と試算しており、年金制度に対する信頼を高める見地から、スライド改定を切望していた経緯もみられる³⁸⁾。反面、物価5%基準方式に触れて、当時の木暮年金局長は、物価5%基準は基本的な年金のルールであり、制度が成熟した際の年金財政を危惧して、軽々しく変えるべきではないと述べている³⁹⁾。

今回の便宜的な特例措置に対して、上述のように賛否両論がみられるものの、特例措置に至った主な理由としては、次のように整理できよう。

- ① 公務員に対する共済組合の年金額と厚生年金額とにおいて、官民格差が拡大する方向にあったこと。
- ② 年金制度に対する関心が高まる最近の傾向において、年金制度に対する信頼を高めることにつながること。

とりわけ、①に関しては、公務員の給与改定にもとづき、共済組合年金の政策的改定が、1979（昭和54）年度にも予定されていたことから、厚生年金の物価スライド改定を見送ると、一層と官民格差が拡大してしまうことが懸念されていた⁴⁰⁾。すでに、②の年金制度に関心が寄せられる理由については、本稿の2章の2節において触れている。また、②に関して、今回の特例的な措置による物価スライド改定により、年金制度に対する評価も一層と高まることであろうことから、保険料引き上げに対する国民の納得も得やすいだろうとの記述もみられた⁴¹⁾。

結局、今回の改正では、消費者物価指数の上昇率が5%を超えない場合であっても、便宜的な特例措置として、物価スライドを行うことを決定した。これに併せて、物価スライドの実施時期に関しても、厚生年金および船員保険では、従来の規定を5ヶ月早めることにより、6月分から繰り上げることとした。また、国民年金に関しては、従来の規定を6ヶ月早めることにより、7月分から繰り上げることに落ち着いた。したがって、物価スライドの実施時期については、直近の物価スライド改定と並んだ。

厚生年金における第5回目の物価スライド改定では、1977（昭和52）年度を基準年度としている。したがって、基準年度である1978（昭和53）年の3月までに、被保険者期間を1ヶ月でも有する場合、定額部分に加えて、報酬比例部分に対しても、物価スライド改定が行われる。なお、1979（昭和54）年5月31日の政令（「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」）により、物価スライド改定率は、3.4%引き上げることが定めている⁴²⁾。

（2）追隨する在職老齢年金の改定

本節では、今回の改正内容として、第5回目の物価スライド改定について論じてきた。物価スライド改定に追隨して、本節の(2)においては、在職老齢年金

の改定について触れることにしよう。

今回の改正では、60歳から65歳未満の在職者に対する老齢年金に関して、支給対象の標準報酬月額を142,000円に引き上げている。同上の限度額は、36等級中の第24等級（138,000円以上146,000円未満）の標準報酬月額に相当する。つまり、標準報酬月額等級において、前回よりも1等級引き上げられたことになる。また、標準報酬月額による3段階の区分は、それぞれ30,000円～86,000円、92,000円～118,000円、126,000円～142,000円に改めた。もっとも、各段階における在職老齢年金の支給割合は、従来通りに、それぞれ80%、50%、20%となっている。

これに付随して、65歳以上の在職者に対する在職老齢年金の全額支給についても、標準報酬月額が142,000円以下の場合に改められた。もちろん、標準報酬月額が142,000円を超える場合には、2割の支給停止となる。

6. 物価スライド改定の推移

表2は、物価スライド制の導入後を対象に、これまでの物価スライド改定の推移を描いているが、本稿では、第3回目から第5回目までの物価スライド改定について展開してきた。物価スライド制の導入後、2回の物価スライド改定を経て、1976（昭和51）年の改正では、財政再計算を通じて、所得保障率（所得代替率）60%を維持するために、政策的に老齢年金の引き上げを行った。その結果、被保険者期間28年の場合、彼の基本年金額は84,392円に達した。これに加給年金額を加えたモデル的な標準年金では、月額90,392円の年額1,084,700円に達し、標準年金100万円時代に突入した。

上述した財政再計算による標準年金の水準は、第3回目の物価スライド改定を通じて、以下のように改定されている⁴³⁾。まず、定額部分に関しては、 $[1,650円 \times 336ヶ月 \div 12ヶ月] \times 1.094$ の算定式から、端数処理により50,543円が得られる。一方、報酬比例部分に関しては、 $[136,400円 \times (10/1,000) \times 336ヶ月 \div 12ヶ月] \times 1.094$ の算定式から、その額は41,782円となる。

定額部分に報酬比例部分を加算した基本年金額に、加給年金額6,000円を加えると、第3回目の物価スライド改定を通じて、標準年金は月額98,325円に達

表2 物価スライド改定の推移

年度	消費者物価指数 (対前年度比の上昇率)	スライド 改定率	標準年金 (月額)	実施時期	物価スライド 回数
1973	16.1%		52,242円		財政再計算
1974	21.8%	16.1% (1.161)	60,267円	8月分から	第1回目
1975	10.4%	21.8% (1.415)	72,926円	8月分から	第2回目
1976	9.4%		90,392円		財政再計算
1977	6.7%	9.4% (1.094)	98,325円	6月分から	第3回目
1978	3.4%	6.7% (1.167)	104,483円	6月分から	第4回目
1979	4.8%	3.4% (1.207)	107,858円	6月分から	第5回目

(出所) 法研編『厚生年金保険法解説』法研、2001年、594頁、山崎広明「日本における老齢年金制度の展開過程 厚生年金制度を中心として」東京大学社会科学研究所編『福祉国家第5巻(日本の経済と福祉)』東京大学出版会、1985年、203頁、第2表、厚生省大臣官房総務課・社会保険庁長官官房総務課編『日本の年金・医療保険 その歩みと明日』ぎょうせい、1983年、89頁、第2-5-5表などを参考に作成。なお、標準年金の額に関しては、『週刊社会保障』の各号の記述から確認した。

する。1976(昭和51)年3月までに、1ヶ月でも被保険者期間を有する場合、報酬比例部分に対しても、物価スライド改定が行われることから、直近の財政再計算改正時の基本年金額84,392円に1.094を乗じることにより、1977(昭和52)年改正による基本年金額92,325円を得られる。

次の第4回目の物価スライドでは、6.7%の改定率となった。理論的には、直近の基本年金額92,325円に、単年度の上昇率6.7%を乗じて、加給年金額を加えればよいのだが、実務的な計算方式では、1975(昭和50)年度を基準にして、1977(昭和52)年度までの物価上昇率1.167が用いられている。本表において、スライド改定率欄のかっこ内の数値が、これに相当している。1975(昭和50)年の暦年の消費者物価指数を100とした場合、同上年度のそれは102.2となり、1976(昭和51)年度は111.8、1977(昭和52)年度では119.3に達することから、 $[119.3 \div 102.2]$ の算定式により、先ほどの1.167が得られよう⁴⁴⁾。

ようするに、直近の財政再計算改正時の基本年金額84,392円に、1.167を乗じることになる。すると、第4回目の物価スライド改定を通じて、加給年金額を加えた標準年金は月額104,485円と計算されるものの、本表の金額と2円の誤差が生じてしまう。本表の104,483円という金額は、当時の『週刊社会保障』の記述により、確認することができる⁴⁵⁾。たとえ、実務的な計算方式に従ったとしても、端数処理や年額などの関係から、必ずしも記述にみられる標準年金額に一致しない場合もあるようだ。

続く第5回目の物価スライドでは、5%を下回る3.4%の改定率となった。1975（昭和50）年度を基準にして、1978（昭和53）年度までの物価上昇率は、本表から1.207が得られる。したがって、第5回目の物価スライド改定を通じた標準年金は、実務的な計算方式から月額107,861円となるものの、当時の『週刊社会保障』の記述から107,858円と確認することができる⁴⁶⁾。

以上を通じて本章では、第3回目から第5回目までの物価スライド改定を通じて、モデル的な標準年金額の推移を確認してきたが、本章の最後に、第2回目の物価スライド改定による標準年金額を確認しておこう。第2回目の物価スライドでは、21.8%の改定率にあった。実務的な計算方式に依存する場合、1972（昭和47）年度を基準にして、1974（昭和49）年度までの物価上昇率1.415を用いる必要がある。

直近の財政再計算改正時、つまり、1973（昭和48）年改正による基本年金額が49,842円であったことから、これに1.415を乗じて、加給年金額2,400円を加えることにより、月額の標準年金72,926円を得ることができよう。この点に関しては、拙稿（「物価スライド制導入後における厚生年金の制度展開について」）の注釈において触れたように、端数が合わずに悩んだものの、ここに解決することができた⁴⁷⁾。

7. おわりに

本稿では、1977（昭和52）年から1979（昭和54）年までの改正を通じて、第3回目から第5回目までの物価スライド改定について、主に焦点を当ててきた。拙稿（「物価スライド制導入後における厚生年金の制度展開について」）では、

紙数と時間の制約から、1976（昭和51）年の財政再計算による改正までしか論じることができなかった。それゆえ、本稿では、物価スライド制導入後から1979（昭和54）年改正までの後半に相当する期間を展開してきた。

本稿を通じて展開してきた期間の改正は、次の財政再計算期の改正までの、いわゆる中継ぎ的な改正としての役割を担っていた。それゆえ、中継ぎ的な改正においては、厚生年金制度の抜本的な改正に至るまでの、物価スライド改定や、これに追随する在職老齢年金の改定などに限定されていた。結局、第3回目から第5回目までの物価スライド改定を通じて、直近の財政再計算期により改正された基本年金額は、スライド改定率が1.207であったことから、その割合がおよそ20%引き上げられたことになる。

物価スライド制の導入後、2回の財政再計算期による改正を通じて、政策的に年金額の引き上げが行われたが、これらの財政再計算期の改正を除く毎年において、物価スライド改定が繰り返されると共に、その実施時期が繰り上げられてきた。前半2回の物価スライド改定は、第1次石油危機後の狂乱物価から、スライド改定率も驚異的になり、直近の財政再計算期の基本年金額に対して、その額を40%以上も引き上げた。

これに対して、安定・低成長期の後半3回の物価スライド改定を通じて、毎年の改定率は下降の一途を辿ってきた。ついに、1978（昭和53）年度の消費者物価指数は5%を割ったものの、共済組合金との格差是正や、年金に対する信頼感の必要性から、便宜的な特例措置により、第5回目の物価スライド改定が実施された。この改定を通じて、物価5%基準方式の在り方も問われることになった。しかしながら、中継ぎ的な改正の性格から、この点に関する決着は、先送りされることになった。

いずれにしても、毎年の物価スライド改定やその実施時期の繰り上げは、成熟時における将来の厚生年金財政に多大な影響を与えることになる。その結果、財政方式は、より賦課方式に傾斜することが推測される。このような点から、繰り返される給付水準の引き上げの調整は、今後の改正を通じて反転されていくことが予想されよう。ひきつづき、厚生年金の制度展開について研究していきたいと思う。

〔謝辞〕

「公的年金の歴史的考察」という筆者の研究テーマに対して、東北公益文科大奨励研究費より、2007年度における研究助成を受けた。本稿は、同上の奨励研究費による研究成果の一部報告である。奨励研究費の配分を快くお認めくださった学長および委員の方々、学内の同僚に対して、記して感謝の意を表したい。

注

- 1) 物価スライド制の確立については、拙稿「高度経済成長末期における厚生年金の制度展開について 賦課方式への傾斜」を参照せよ。
- 2) この点に関しては、拙稿「物価スライド制導入後における厚生年金の制度展開について」、18頁の表2にて確認せよ。
- 3) この点に関しては、拙稿「高度経済成長末期における厚生年金の制度展開について 賦課方式への傾斜」の注釈16)にて紹介した。
- 4) 報告書の全文に関しては、週刊社会保障編集部「わが国年金制度の改革の方向 長期的な均衡と安定を求めて」を参照せよ。
- 5) 本節における以下の記述は、主に、森武麿・他『現代日本経済史(新版)』、218～226頁、三橋規宏・内田茂男『昭和経済史(下)』、第6編「石油ショックと日本経済(1970年代)」に依存している。
- 6) 拙稿「物価スライド制導入後における厚生年金の制度展開について」、27頁。
- 7) 『厚生省50年史(記述編)』、1842頁、高峯一世「年金制度の現状と課題」、39頁。
- 8) 本節における以下の記述は、『厚生年金保険50年史』、206～207頁、『厚生年金保険法解説』、139～143頁などに依存している。
- 9) 『同上書』、140頁。
- 10) 『同上書』、141頁。
- 11) 週刊社会保障編集部「年金改正を2ヵ月繰上げて実施」、33頁。
- 12) 高峯一世「年金制度の現状と課題」、39頁。
- 13) 『厚生年金保険法解説』、141～142頁。
- 14) 週刊社会保障編集部「年金改正案は衆院から参院へ」、48～51頁。
- 15) 中間意見に関しては、週刊社会保障編集部「年金構想懇が中間意見を提出」を参照せよ。
- 16) 『厚生省50年史(記述編)』、1842頁。
- 17) 週刊社会保障編集部「モデル年金は9万8千円」、4頁。
- 18) 週刊社会保障編集部「年金改正を2ヵ月繰上げて実施」、32頁。

- 19) 本節における以下の記述は、『厚生年金保険50年史』、208～212頁、『厚生年金保険法解説』、144～154頁などに依存している。
- 20) 『同上書』、144～146頁。
- 21) 『同上書』、148～149頁。
- 22) 『同上書』、150頁。
- 23) 『同上書』、151～152頁。
- 24) 『同上書』、152～153頁。
- 25) 『厚生省50年史(記述編)』、1843頁。なお、『厚生年金保険法解説』、152頁や『厚生年金保険50年史』、212頁には、7.6%と記述されているが誤記である。
- 26) 長尾立子「年金制度の現状と課題」、45頁。
- 27) 竹内邦夫「年金財政の現状と課題」、57頁。
- 28) 在職老齢年金に関するこれまでの経緯については、拙稿「物価スライド制導入後における厚生年金の制度展開について」を参照せよ。
- 29) 36等級に関しては、「同上論文」の注釈36)を参照せよ。
- 30) 『厚生年金保険法解説』、150頁。
- 31) 本節における以下の記述は、主に、週刊社会保障編集部「年金スライドの引上げで意見書」、32～35頁に依存している。
- 32) 緊急意見にみられる5項目に関しては、『厚生年金保険法解説』、154～155頁を参照せよ。
- 33) 本節における以下の記述は、『厚生年金保険50年史』、213～217頁、『厚生年金保険法解説』、153～162頁などに依存している。
- 34) 『厚生省50年史(記述編)』、1843頁。福祉年金の額に関して、当初の改正法案では、月額16,500円から18,000円に引き上げるとしていたが、それを20,000円に修正した。また、5年年金の額を物価スライドに上乗せして引き上げることとした。
- 35) 『厚生年金保険法解説』、160頁。
- 36) 『同上書』、162頁。
- 37) 平田富太郎「厚生年金改正とその波紋」、12～13頁。
- 38) 週刊社会保障編集部「年金スライドの引上げで意見書」、35頁。
- 39) 週刊社会保障編集部「国年法等一部改正案が成立」、25頁。
- 40) 週刊社会保障編集部「年金スライドの引上げで意見書」、34頁。
- 41) 「同上」、33頁。
- 42) 『厚生省50年史(記述編)』、1844頁。
- 43) 本章における以下の算定式は、週刊社会保障編集部「モデル年金は9万8千円」、4頁に依存している。
- 44) 週刊社会保障編集部「スライドで月10万5千円」、4頁。
- 45) 長尾立子「年金制度の現状と課題」、45頁、週刊社会保障編集部「スライドで月10万5千円」、4頁。

- 46) 佐々木喜之「年金制度の現状と課題」、45頁。
- 47) この点に関しては、拙稿「物価スライド制導入後における厚生年金の制度展開について」、注釈22)を参照せよ。

参考文献

- 阿部公一「厚生年金の制度展開と財政方式の変遷について」『東北公益文科大学総合研究論集』、第9号、2005年
- 阿部公一「1960年代における厚生年金の制度展開について 賦課方式への傾斜」『東北公益文科大学総合研究論集』、第10号、2006年
- 阿部公一「高度経済成長末期における厚生年金の制度展開について 賦課方式への傾斜」『東北公益文科大学総合研究論集』、第11号、2006年
- 阿部公一「物価スライド制導入後における厚生年金の制度展開について」『東北公益文科大学総合研究論集』、第12号、2007年
- 有沢広巳監修『昭和経済史(中)』日本経済新聞社、2001年
- 厚生省大臣官房総務課・社会保険庁長官官房総務課『日本の年金・医療保険 その歩みと明日』ぎょうせい、1983年
- 厚生省50年史編集委員会編『厚生省50年史(記述編)』財団法人厚生問題研究会/中央法規、1988
- 厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年
- 厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』社会保険法規研究会、1981年
- 清水英彦「年金保険の拡充・展開(Ⅲ-第2章)」、横山和彦・田多英範編『日本社会保障の歴史』学文社、1998年(第1版第5刷)
- 週刊社会保障編集部「厚年、船保及び国年のスライドに関する政令」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第28巻777号、1974年
- 週刊社会保障編集部「モデル年金は9万8千円」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第31巻911号、1977年
- 週刊社会保障編集部「健保、年金両改正案を国会へ提出」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第31巻913号、1977年
- 週刊社会保障編集部「年金改正を2ヵ月繰上げて実施」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第31巻915号、1977年
- 週刊社会保障編集部「年金改正案は衆院から参院へ」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第31巻921号、1977年
- 週刊社会保障編集部「国年法等の一部改正案が成立」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第31巻924号、1977年

週刊社会保障編集部「年金構想懇が中間意見を提出」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第31巻952号、1977年

週刊社会保障編集部「スライドで月10万5千円」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第32巻972号、1978年

週刊社会保障編集部「国年法等改正案は全会一致で成立」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第32巻973号、1978年

週刊社会保障編集部「年金スライドの引上げで意見書」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第32巻1002号、1978年

週刊社会保障編集部「物価スライド4%で実施」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第33巻1005号、1979年

週刊社会保障編集部「国民年金法等の一部改正法律案に対する修正案と改正法律案」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第33巻1020号、1979年

週刊社会保障編集部「わが国年金制度の改革の方向 長期的な均衡と安定を求めて」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第33巻1021号、1979年

週刊社会保障編集部「国年法等一部改正案が成立」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第33巻1024号、1979年

佐々木喜之「年金制度の現状と課題」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第33巻1035号、1979年

高峯一世「年金制度の現状と課題」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第31巻934号、1977年

竹内邦夫「年金財政の現状と課題」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第32巻985号、1978年

長尾立子「年金制度の現状と課題」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第32巻985号、1978年

平田富太郎「厚生年金改正とその波紋」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第27巻711号、1973年

法研編『厚生年金保険法解説』法研、2001年(『全訂厚生年金保険法解説』の改訂版)

三橋規宏・内田茂男『昭和経済史(下)』日本経済新聞社、2001年

森武麿・他『現代日本経済史(新版)』有斐閣、2002年

山崎広明「日本における老齢年金制度の展開過程 厚生年金制度を中心として」東京大学社会科学研究所編『福祉国家 第5巻(日本の経済と福祉)』東京大学出版会、1985年

横山和彦・田多英範編『日本社会保障の歴史』学文社、1998年(第1版第5刷)

吉原健二『わが国の公的年金制度 その生い立ちと歩み』中央法規、2004年